



WORKMAN

第43回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2024年6月26日（水曜日） 午前10時

開催場所 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
ビエント高崎 エクセルホール

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
4名選任の件

目 次

第43回定時株主総会招集ご通知……………	P.1
株主総会参考書類……………	P.5
事業報告……………	P.10
計算書類……………	P.26
監査報告……………	P.28

株式会社 ワークマン

株主各位

証券コード 7564
(発送日) 2024年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2024年6月4日
群馬県伊勢崎市柴町1732番地

株式会社 ワークマン
代表取締役社長 小濱 英之

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■ 当社ウェブサイト

<https://www.workman.co.jp/>



(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

■ 東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、銘柄名（会社名）に「ワークマン」またはコードに当社証券コード「7564」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによっても議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

①日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時
②場 所	群馬県高崎市問屋町2丁目7番地 ビエント高崎 エクセルホール
③目的事項	報告事項 第43期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
④招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）	(1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を記載いたします。
- ◎ 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ・ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時50分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時50分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇〇〇

ここに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

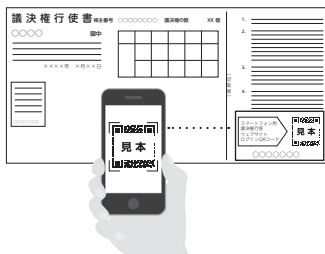
● 書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

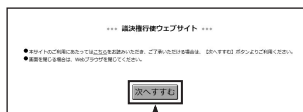
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

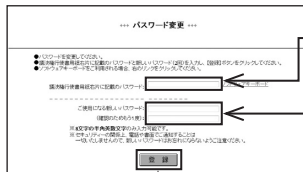
- 2 議決権行使書紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対して、適正な利益配分を継続して実施することを経営の重要課題と位置づけ、持続的な成長を実現するために必要な内部留保の充実を図りながら、業績に基づいた利益の配分を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績並びに配当性向等を総合的に勘案し、1株につき68円とさせていただきたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金 68円 配当総額 5,549,492,308円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役4名（うち社外取締役1名）の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	こはま ひでゆき 小濱 英之	代表取締役社長	再任
2	つちや てつお 土屋 哲雄	専務取締役経営企画部・開発本部 情報システム部担当	再任
3	いづか ゆきたか 飯塚 幸孝	取締役財務部長	再任
4	はまや りさ 濱屋 理沙	社外取締役	再任 社外

候補者番号

1

こ は ま ひ で ゆ き
小濱 英之 (1969年7月8日生)

所有する当社の株式数…………… 18,400株
取締役在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1990年3月	当社入社	2015年1月	当社役員待遇商品部長
2003年5月	当社商事部長代理	2016年6月	当社執行役員商品部長
2009年5月	当社商事部長	2017年3月	当社執行役員スーパーバイズ部長
2010年1月	当社商品部第二部長兼セーフティグッズ担当	2017年6月	当社取締役スーパーバイズ部長
2011年1月	当社商品部海外商品部長	2019年4月	当社代表取締役社長(現任)
2014年6月	当社役員待遇商品部海外商品部長		

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

小濱英之氏は、当社入社後、主に商品開発部門にてプライベート・ブランド商品の開発を主導し、2017年からは取締役スーパーバイズ部長として、売場改革とワークマンプラスの全国展開を指揮、2019年から代表取締役社長(現任)を務めております。
製品開発、店舗運営、売場改革など、幅広い分野での経験、知識による優れた経営手腕とリーダーシップを引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

つち や てっ お
土屋 哲雄 (1952年10月6日生)

所有する当社の株式数…………… 11,520株
取締役在任年数…………… 12年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1975年4月	三井物産(株)入社	2012年6月	当社常務取締役情報システム部・ロジスティクス部担当
1988年10月	三井物産デジタル(株)代表取締役社長	2019年6月	当社専務取締役経営企画部・開発本部・情報システム部・ロジスティクス部担当
2003年6月	上海広電三井物貿有限公司董事兼総経理	2023年6月	当社専務取締役経営企画部・開発本部・情報システム部担当(現任)
2006年6月	三井情報開発(株)(現三井情報(株))取締役執行役員		
2008年6月	三井情報(株)役員待遇フェロー		
2012年4月	当社常勤顧問		

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

土屋哲雄氏は、当社入社後、経営企画、店舗開発、情報システム、ロジスティクス部門を担うなど、豊富な経験と実績を有しており、社内改革、新業態開発、マーケティング戦略に尽力し、2019年からは専務取締役(現任)を務めております。
競争戦略立案及び推進経験を引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者としてしました。

候補者番号

3

い い づ か ゆ き た か
飯 塚 幸 孝 (1965年3月8日生)

所有する当社の株式数…………… 16,800株
取締役在任年数…………… 7年
取締役会出席状況…………… 13/13回

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1989年 8月 当社入社
1994年 5月 当社財務部会計グループマネジャー
2004年 6月 当社財務部長代理兼会計グループ担当
2009年 5月 当社財務部長兼会計グループ担当
2011年 6月 当社役員待遇財務部長
2017年 6月 当社取締役財務部長（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

【取締役候補者とした理由】

飯塚幸孝氏は、当社入社後、財務、I R部門の重要な役割を担当し、組織体制と財務基盤の強化、企業価値増大に尽力し、2017年からは取締役財務部長（現任）を務めております。経営全般における幅広い知見を引き続き当社の経営に反映いただきたく、取締役候補者となりました。

候補者番号

4

は ま や り さ
濱 屋 理 沙 (1981年3月17日生)

所有する当社の株式数…………… 900株
取締役在任年数…………… 1年
取締役会出席状況…………… 10/10回

再任

社外

【略歴、当社における地位及び担当】

2003年 4月 NECソフト(株)入社
2007年 5月 個人事業開業 インターネットでのアパレル販売、ライター業、情報発信業
2019年 7月 ワークマン公式アンバサダー
2023年 6月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

なし

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】

濱屋理沙氏は、映像クリエイターとして製品PRやユーザーとのコミュニケーション分野において豊富な経験と専門的な知識を有しております。同氏は当社の社外取締役になること以外で会社の経営に関与したことはありませんが、製品開発や販売促進に関する経営判断において、お客様の立場や女性目線での確かな助言を行っていただくことが期待されることから、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 濱屋理沙氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、濱屋理沙氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の選任が承認された場合は同契約を継続する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役を選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補償するものであり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<ご参考>スキル・マトリックス

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に必要な経験や知識について、企業経営の基礎となるスキルと当社の事業運営に必要なスキルを特定しております。本議案が原案のとおり承認可決された場合の取締役会におけるスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

氏名	当社における地位	企業経営	事業知見	ガバナンス・コンプライアンス	財務・会計・税務	人事・人材開発	商品開発・SCM	営業・データ戦略
小濱 英之	代表取締役	○	○	○			○	○
土屋 哲雄	専務取締役	○	○			○	○	○
飯塚 幸孝	取締役	○	○	○	○			
濱屋 理沙	社外取締役						○	
加藤 昌宏	取締役 (常勤監査等委員)		○	○				○
堀口 均	社外取締役 (監査等委員)			○				
信澤 山洋	社外取締役 (監査等委員)			○	○			

以 上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、社会経済活動の正常化が進む一方で、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化、世界的な金融引締めなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。個人消費は、サービス分野を中心に経済再開の恩恵を受けたものの、継続的な物価上昇で消費の減速が懸念されております。

ワーキング・ユニフォーム業界におきましては、法人需要は堅調に推移する一方で、当社が強みとする個人需要は物価高や暖冬の影響で弱さが見られたほか、円安進行など仕入コストの上昇が続いており、経営環境は厳しさを増しております。

このような状況の中、当社は、多様化するお客様の「声」にお応えするため、新たな業態と商品を生み出しブランド力の向上、そして持続的成長に向けた取り組みを推進しました。

商品では、顧客ニーズに合った提案として、プロ向けでは、「仕事応援価格」で価格訴求を強めました。また、先進技術や異業種の知見を取り入れた「快適ワーク製品」の開発により、新たな需要の創出と顧客の囲い込みに取り組みました。一般向けでは、季節感やトレンドを意識したQR（短納期）製品の開発と買い回り頻度の高いインナーウェアなどの拡充で客層拡大を図りました。その結果、PB（プライベート・ブランド）商品のチェーン全店売上高構成比は、前期比1.9ポイント増の67.8%となりました。

販売では、既存店の活性化として、プロ商材売場の改装のほか、地域特性や販売状況を勘案し最適な業態への転換を進めました。さらに、メディア・インフルエンサー向け新製品発表会の開催で、ユーザーにとって生きた情報を幅広い顧客層にアピールすることで集客力を高めました。

店舗展開では、都市部を中心としたショッピングセンター内とオープンモール内の敷地に路面出店を加速したことに加え、積極的なスクラップ&ビルドで、販売力に応じた適正な店舗面積を確保し利便性の向上を図りました。その結果、ロードサイド20店舗、ショッピングセンター13店舗、合計33店舗を新規出店、スクラップ&ビルド16店舗、改装転換66店舗、閉店3店舗で合計1,011店舗（ワークマン401店舗、ワークマンプラス552店舗・#ワークマン女子48店舗・ワークマンプロ10店舗）となりました。

営業形態の内訳は、フランチャイズ・ストア（加盟店A契約店舗）が前期末より13店舗増の952店舗、直営店（加盟店B契約店舗、トレーニング・ストア及びショッピングセンター店舗）は前期末より17店舗増の59店舗となりました。

この結果、当事業年度のチェーン全店売上高は1,752億50百万円（前期比3.2%増、既存店前期比1.4%減）、営業総収入1,326億51百万円（前期比3.4%増）、営業利益231億42百万円（前期比4.0%減）、経常利益236億66百万円（前期比4.0%減）、当期純利益159億86百万円（前期比4.0%減）となりました。

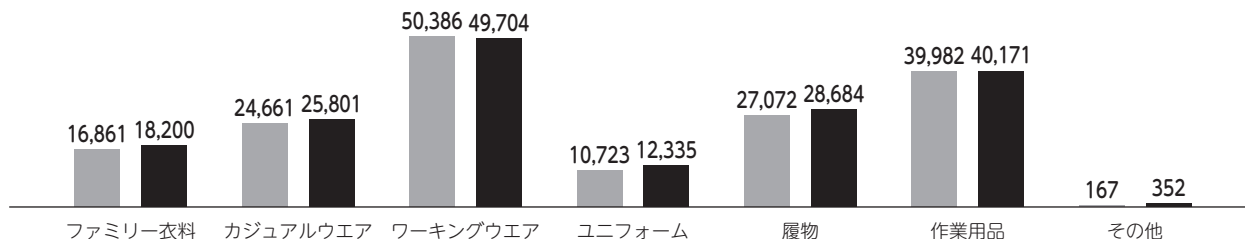


商品別の販売状況は次のとおりであります。

■ 第42期 ■ 第43期

チェーン全店売上高

単位：百万円



② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は37億69百万円であり、その内容は自社店舗の建設などで35億93百万円、神戸流通センターのマザーセンター化に伴うシステム対応などで1億75百万円であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

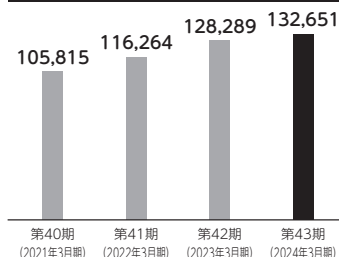
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

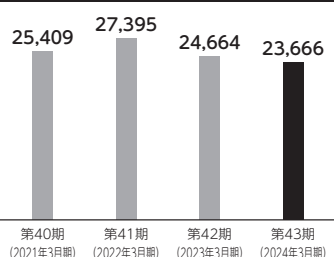
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

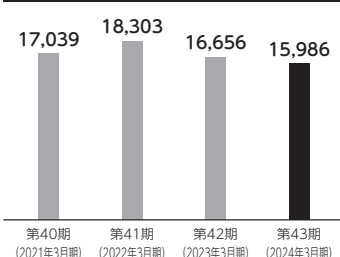
営業総収入 (単位：百万円)



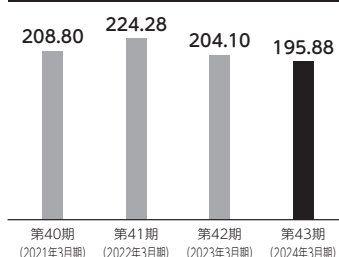
経常利益 (単位：百万円)



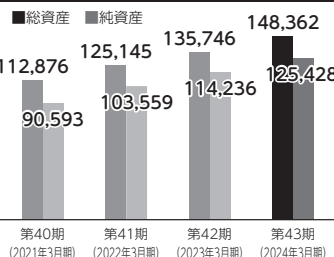
当期純利益 (単位：百万円)



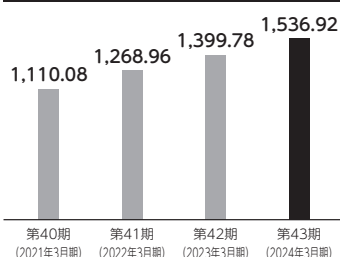
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区分		第40期 (2021年3月期)	第41期 (2022年3月期)	第42期 (2023年3月期)	第43期 (当事業年度) (2024年3月期)
営業総収入	(百万円)	105,815	116,264	128,289	132,651
経常利益	(百万円)	25,409	27,395	24,664	23,666
当期純利益	(百万円)	17,039	18,303	16,656	15,986
1株当たり当期純利益	(円)	208.80	224.28	204.10	195.88
総資産	(百万円)	112,876	125,145	135,746	148,362
純資産	(百万円)	90,593	103,559	114,236	125,428
1株当たり純資産額	(円)	1,110.08	1,268.96	1,399.78	1,536.92

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数で算出しております。また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で算出しております。
2. 記載金額については表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産額については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第41期の期首から適用しております。なお、第40期につきましては、当該会計基準等を遡及適用していません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、実質賃金の上昇で国内消費の回復が期待されるものの、世界経済の減速懸念や地政学リスクの高まり、円安や原材料高騰による物価上昇など、先行きは不透明な状況が続くものと見込まれます。

このような中で当社は、出店攻勢とオペレーション改善による既存店の活性化で売上成長を維持するとともに、付加価値を高めた新商品の開発と柔軟な価格政策で収益性の向上にも取り組んで参ります。

商品では、価格と機能で選ばれるP B（プライベート・ブランド）商品の開発で、マス化商品の拡大や高機能素材による価値の提供、各業態の強みを引き立たせる専売商品の拡充に取り組めます。また、カラー・サイズの絞り込みと販売予測に基づいた納期管理の徹底で在庫効率の改善にも着手します。

販売では、商品特性に応じてその価値を視覚的に伝える売場展開で体験価値を高め、買上点数の向上とリピーター化を推進します。さらに、人件費高騰の対策として、各店舗における効率的な人員配置を提案し、生産性の向上を図ります。

出店では、#ワークマン女子の出店加速と小商圏を対象としたワークマンプラスⅡの展開拡大で新規顧客を取り込みます。また、適正な店舗サイズや業態へのスクラップ&ビルドと改装転換を行い、既存店の活性化に取り組めます。これにより、#ワークマン女子33店舗、ワークマンプラスおよびワークマンプラスⅡ14店舗、合計47店舗を新規出店、スクラップ&ビルド13店舗、既存店改装75店舗、閉店2店舗を計画し、期末時点では1,056店舗（ワークマン315店舗、ワークマンプラス650店舗、#ワークマン女子81店舗、ワークマンプロ10店舗）のネットワークを展開してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社はフランチャイズシステムで、作業服、作業関連用品及びアウトドア・スポーツウエアを販売する専門店をチェーン展開することを主な事業として営んでおり、主要な取り扱い商品は次のとおりであります。

区分	商品名
ファミリー衣料	肌着、靴下、軍足、帽子、タオル、エプロン
カジュアルウエア	ポロシャツ、Tシャツ、ハイネックシャツ、ブルゾン、スポーツウエア
ワーキングウエア	作業ジャンパー、作業ズボン、つなぎ服、鳶衣料、アウトドアウエア
ユニフォーム	白衣、オフィスユニフォーム、不織布用品、女性衣料
履物	安全靴、セーフティシューズ、地下足袋、長靴、布靴
作業用品	軍手、革手袋、加工手袋、レインウエア、ヘルメット、ベルト、キャンプギア

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 主要な事業所

本社	群馬県伊勢崎市柴町1732番地
東京本部	東京都台東区
製品開発センター	東京都台東区
関東・信越本部	群馬県伊勢崎市
北海道地区本部	北海道札幌市厚別区
北東北地区本部	岩手県盛岡市
南東北地区本部	宮城県仙台市太白区
群馬・埼玉地区本部	埼玉県児玉郡上里町
茨城地区本部	茨城県水戸市
栃木地区本部	栃木県矢板市
千葉地区本部	千葉県千葉市緑区
神奈川地区本部	神奈川県藤沢市
新潟地区本部	新潟県新潟市中央区
長野地区本部	長野県長野市
静岡地区本部	静岡県静岡市駿河区
愛知地区本部	愛知県岡崎市
岐阜地区本部	岐阜県羽島市
大阪地区本部	大阪府岸和田市
兵庫地区本部	兵庫県神戸市西区
広島地区本部	広島県安芸郡海田町
福岡地区本部	福岡県大野城市
伊勢崎流通センター	群馬県伊勢崎市
竜王流通センター	滋賀県蒲生郡竜王町
神戸流通センター	兵庫県神戸市西区

② 地域別店舗数

(単位：店)

区分 県別	チェーン全店舗数				
	フランチャイズ・ストア (加盟店A契約店舗)	直営店舗			ショッピングセンター 店舗
		加盟店B契約 店舗	トレーニング ストア	店舗	
北海道	25	25	0	0	0
青森県	11	10	0	1	0
岩手県	13	13	0	0	0
宮城県	16	16	0	0	0
秋田県	11	10	0	1	0
山形県	13	13	0	0	0
福島県	20	20	0	0	0
茨城県	38	38	0	0	0
栃木県	21	21	0	0	0
群馬県	26	25	0	1	0
埼玉県	80	72	0	5	3
千葉県	60	57	0	0	3
東京都	68	59	0	0	9
神奈川県	63	54	0	1	8
新潟県	25	24	0	1	0
富山県	7	7	0	0	0
石川県	7	7	0	0	0
福井県	9	9	0	0	0
山梨県	12	12	0	0	0
長野県	29	29	0	0	0
岐阜県	25	25	0	0	0
静岡県	39	35	0	3	1
愛知県	69	65	0	1	3
三重県	17	15	0	2	0

区分 県別	チェーン全店舗数				
	フランチャイズ・ストア (加盟店A契約店舗)	直営店舗			ショッピングセンター 店舗
		加盟店B契約 店舗	トレーニング ストア	店舗	
滋賀県	11	11	0	0	0
京都府	12	9	0	2	1
大阪府	56	52	0	1	3
兵庫県	31	29	0	1	1
奈良県	10	10	0	0	0
和歌山県	11	11	0	0	0
鳥取県	6	6	0	0	0
島根県	3	3	0	0	0
岡山県	11	10	0	1	0
広島県	19	18	0	0	1
山口県	13	12	0	1	0
徳島県	7	7	0	0	0
香川県	8	8	0	0	0
愛媛県	12	12	0	0	0
高知県	4	4	0	0	0
福岡県	33	31	0	1	1
佐賀県	6	6	0	0	0
長崎県	4	4	0	0	0
熊本県	13	13	0	0	0
大分県	9	9	0	0	0
鹿児島県	11	11	0	0	0
宮崎県	8	7	0	0	1
沖縄県	9	8	0	0	1
合計	1,011	952	0	23	36

③ 当事業年度中の開店、閉店数

(単位：店)

県別	区分	開店	閉店
北海道		1	0
宮城県		0	1
埼玉県		1	1
千葉県		2	0
東京都		1	0
神奈川県		5	0
新潟県		1	0
岐阜県		1	0
愛知県		3	0

県別	区分	開店	閉店
三重県		2	0
京都府		2	0
大阪府		3	1
広島県		3	0
山口県		2	0
福岡県		3	0
宮崎県		2	0
沖縄県		1	0
合計		33	3

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
381名	16名増	37.1歳	11.6年

(注) 使用人数には、店長候補社員及びパートタイマー、アルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社群馬銀行	500
株式会社足利銀行	300
株式会社みずほ銀行	300
農林中央金庫	150
株式会社三菱UFJ銀行	100

2 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 192,000,000株
(2) 発行済株式の総数 81,846,816株(自己株式236,635株を含む。)
(3) 株主数 40,554名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社ベイシア興業	23,040,000	28.23
土屋裕雅	11,500,000	14.09
株式会社カインズ	7,894,400	9.67
吉田佳世	5,930,400	7.27
大嶽 恵	5,930,400	7.27
株式会社カインズ興産	3,476,000	4.26
土屋嘉雄	2,948,800	3.61
みずほ信託銀行株式会社	1,600,000	1.96
第一生命保険株式会社	960,000	1.18
株式会社群馬銀行	918,000	1.12

(注) 持株比率は自己株式（236,635株）を控除して計算しております。

3 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小濱英之	
専務取締役	土屋哲雄	経営企画部・開発本部・情報システム部担当
取締役	飯塚幸孝	財務部長
取締役	濱屋理沙	
取締役（常勤監査等委員）	加藤昌宏	
取締役（監査等委員）	堀口均	
取締役（監査等委員）	信澤山洋	藤田エンジニアリング株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役濱屋理沙氏並びに取締役（監査等委員）堀口均氏及び信澤山洋氏は、社外取締役であります。なお、当社は、社外取締役の堀口均氏及び信澤山洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）信澤山洋氏は、公認会計士の資格があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼務の状況
長谷川 浩	2023年6月29日	任期満了	取締役（常勤監査等委員）
新井 俊夫	2023年6月29日	任期満了	社外取締役（監査等委員）

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役であり、当該保険契約の内容の概要は、会社役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求がなされた場合であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の損害賠償金・争訟費用の損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。

(5) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 報酬体系に関する方針

- a. 当社役員が担うべき機能や役割、当社の業績水準等に応じた報酬水準にしております。また、経営層の報酬として競争力を有する報酬水準とすることで、次世代の経営を担う人材の成長意欲を喚起し、組織の活力向上を図る体系としております。
- b. 取締役の報酬は固定報酬である「基本報酬」と単年度の当社の業績を反映した「業績連動報酬」（役員賞与）により構成し、株主総会で決議された限度額の範囲内で決定された額を支給しております。
- c. 業務執行を担う取締役の報酬については、業績との連動をもたせることにより、企業価値向上を意識づける報酬構成としております。監査等委員である取締役の報酬については、独立性を確保し、適切な役割を担う必要があることから、固定報酬のみを支給しております。

ロ. 基本報酬に関する方針

- a. 業務執行を担う取締役の基本報酬は、各取締役の役職や職責に応じ、個別に決定した年額を12等分し、月ごとに支給しております。
- b. 監査等委員である取締役の基本報酬は、職責に相応しいものとし、各々の果たす役割、他の上場企業における水準等を考慮して、個別に決定した年額を12等分し、月ごとに支給しております。

ハ. 役員賞与に関する方針

- a. 業務執行を担う取締役に対する業績連動報酬等としての役員賞与については、毎年1回、定時株主総会后に支給するものとし、「ポイント単価」と「ポイント数」を乗じて算出しております。

- b. 「ポイント単価」は、従業員に支給する期末賞与の単価と同額とし、概ね前年の「ポイント単価」に経常利益前年比を乗じた金額を目安に決定しております。
- c. 「ポイント数」は会社業績（最高25点）と個人業績（最高25点）から評価を行い、役職に応じて決定しております。
- d. 業績連動報酬と固定報酬の比率を定めることはしないこととするが、職位が高位であれば、会社業績に対する責任の度合等も高まることから、それに応じた評価点数となるように係数を用いて算出しております。

役員賞与の算定方法は次のとおりです。

(a) 評価点数算出方法

会社業績

(単位：点)

判定項目		110%以上	105%以上	100%以上	100%未満	95%未満	当事業年度実績
チェーン 全店売上高	①予算比	5	4	3	2	1	97.2%
	②前年比	5	4	3	2	1	103.7%
経常利益	③予算比	5	4	3	2	1	98.4%
	④前年比	5	4	3	2	1	97.9%
経常利益率	⑤率実績	6.0%以上	5.5%~6.0%	5.0%~5.5%	4.5%~5.0%	4.5%未満	11.3%
		5	4	3	2	1	

(注) 当事業年度実績については、月次ベースで算定しております。

個人業績

全13項目のうち5項目は自己申告により社長が評価、8項目は本人を除く他の役員が評価を行い、合計点を算出します。(最高25点)

(b) 役職・評価別ポイント一覧

(単位：点)

評価点数	50~44	43~37	36~30	29~23	22~16	15~9
評語	S	A	B A	B B	B C	C

(単位：ポイント)

評語/役職	社長	専務取締役	取締役
S	850	850	400
A	750	750	360
B A	650	650	320
B B	550	550	280
B C	450	450	240
C	350	350	200

二. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- a. 業務執行を担う取締役の基本報酬は、取締役会において決定し、役員賞与は、代表取締役社長によるポイント単価の決定と会社業績及び個人業績の評価に基づく算出により決定しております。
- b. 監査等委員である取締役の基本報酬は、監査等委員会において決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	120	97	23	—	4
(うち社外取締役)	(2)	(2)	(—)	(—)	(1)
取締役 (監査等委員)	19	19	—	—	5
(うち社外取締役)	(6)	(6)	(—)	(—)	(3)
合計	139	116	23	—	9

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 報酬等の総額には、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額23百万円が含まれております。
3. 取締役 (監査等委員を除く。以下「取締役」という。) の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第40回定時株主総会において年額300百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の員数は、3名 (うち、社外取締役は0名) であります。
4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2021年6月29日開催の第40回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員の員数は3名 (うち、社外取締役2名) であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役（監査等委員）	信 澤 山 洋	藤田エンジニアリング株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会、監査等委員会への出席状況

区分	氏名	取締役会		監査等委員会	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
社 外 取 締 役	濱 屋 理 沙	10回中10回	100%	—	—
社外取締役（監査等委員）	堀 口 均	13回中13回	100%	14回中14回	100%
社外取締役（監査等委員）	信 澤 山 洋	10回中10回	100%	10回中10回	100%

- ・取締役会、監査等委員会における発言状況

濱屋理沙氏は、映像クリエイターとしての豊富な経験を活かし、お客様の立場や女性目線で製品及び営業面において的確な助言を行っております。堀口均氏は、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。信澤山洋氏は、公認会計士としてのキャリアと専門的知見を経営全般の監視に活かし、幅広い見識から発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた当該事業年度の会計監査計画の監査時間や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項に基づく同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の支配に関する基本方針

別段定めておりません。

7 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対して、適正な利益配分を継続して実施することを経営の重要課題と位置づけ、永続的な成長を実現するために必要な内部留保の充実を図りながら、業績に基づいた利益の配分を行うことを基本方針としており、期末配当1回を株主総会で決定することとしております。

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり68円とさせていただきます。予定であります。

(注)本事業報告の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てにより、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	112,648
現金及び預金	68,187
売掛金	2,545
加盟店貸勘定	14,407
商品	25,270
貯蔵品	28
未収入金	60
1年内回収予定の差入保証金	474
その他	1,675
貸倒引当金	△1
固定資産	35,714
有形固定資産	28,755
建物	18,740
構築物	2,642
車両運搬具	25
工具器具備品	2,822
土地	4,003
リース資産	427
建設仮勘定	94
無形固定資産	760
投資その他の資産	6,197
投資有価証券	1
長期前払費用	804
繰延税金資産	1,336
差入保証金	4,045
その他	9
貸倒引当金	△0
資産合計	148,362

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	18,334
買掛金	5,051
加盟店買掛金	2,154
加盟店借勘定	256
短期借入金	1,350
リース債務	119
未払金	3,444
未払法人税等	4,054
未払消費税等	855
未払費用	635
契約負債	198
役員賞与引当金	23
その他	191
固定負債	4,599
契約負債	200
リース債務	458
長期預り保証金	978
資産除去債務	2,962
負債合計	22,934
(純資産の部)	
株主資本	124,438
資本金	1,622
資本剰余金	1,342
資本準備金	1,342
利益剰余金	121,541
利益準備金	178
その他利益剰余金	121,362
別途積立金	23,150
繰越利益剰余金	98,212
自己株式	△68
評価・換算差額等	990
繰延ヘッジ損益	990
純資産合計	125,428
負債・純資産合計	148,362

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収入		
加盟店からの収入	35,872	
その他の営業収入	130	36,003
売上高	(96,647)	96,647
営業総収入		132,651
売上原価	(85,420)	85,420
売上総利益	(11,226)	
営業総利益		47,230
販売費及び一般管理費		24,087
営業利益		23,142
営業外収益		
受取利息	327	
仕入割引	171	
その他	64	563
営業外費用		
支払利息	35	
その他	4	40
経常利益		23,666
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	31	31
税引前当期純利益		23,636
法人税、住民税及び事業税	7,841	
法人税等調整額	△190	7,650
当期純利益		15,986

(注) 金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

株式会社ワークマン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 川口泰広
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 細野和寿
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワークマンの2023年4月1日から2024年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

株式会社ワークマン 監査等委員会

常勤監査等委員 加藤 昌 宏 ㊟

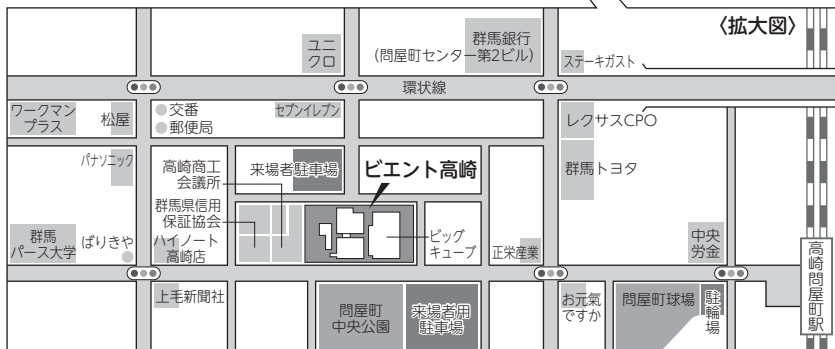
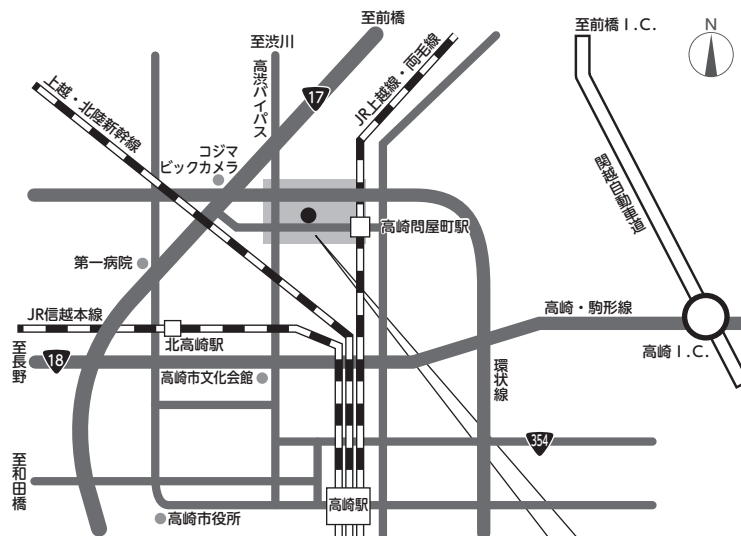
監査等委員（社外取締役）堀 口 均 ㊟

監査等委員（社外取締役）信 澤 山 洋 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 群馬県高崎市問屋町2丁目7番地
 ビエント高崎 エクセルホール
 電話 027 (361) 8243 (代表)



交通

- 関越自動車道……………高崎 I.C.出口から約 6 km / 前橋 I.C.出口から約 4 km
- JR 上越線・両毛線……………高崎問屋町駅 (問屋口下車) から約徒歩 5 分
 (高崎駅から高崎問屋町駅まで 1 駅 4 分)



見やすく読みまちがえにくい
 ユニバーサルデザインフォント
 を採用しています。